

産業建設委員協議会記録	
開 会 年 月 日	平成 28 年 6 月 13 日
開 会 時 刻	午後 1 時 40 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 51 分
出 席 委 員 名	◎世古 明 ○野口 佳子 山根 隆司 小山 敏
	杉村 定男 浜口 和久 山本 正一 佐之井久紀
	宿 典泰
	中山 裕司議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	
担 当 書 記	森田 晃司
協 議 案 件	伊勢市都市マスタープラン全体構想のバージョンアップについて
	伊勢市交通バリアフリー構想について
	行財政改革指針取組項目の平成 27 年度実施結果について
	三重県における農業共済団体等の 1 県 1 組合化の取組その後の経過について《報告案件》
	伊勢志摩サミット前におけるイギリスでの観光 P R について《報告案件》
	空家等実態調査の結果について《報告案件》
説 明 者	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、都市計画課長、
	建築住宅課福参事、産業観光部長、産業観光部理事、
	農林水産課長、観光誘客課長、情報戦略局長、情報戦略局参事
	情報調査室長、その他関係参与

協議経過並びに概要

世古委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「伊勢市都市マスタープラン全体構想のバージョンアップについて」、「伊勢市交通バリアフリー構想について」及び「行財政改革指針取組項目の平成 27 年度実施結果について」の説明を受け、若干の質疑の後、聞き置くこととした。

続いて報告案件の「三重県における農業共済団体等の 1 県 1 組合化の取組その後の経過について」、「伊勢志摩サミット前におけるイギリスでの観光 P R について」及び「空家等実態調査の結果について」の報告を受け、若干の質疑の後、聞き置くこととした。

なお、概要は次のとおりです。

開会 午後 1 時40分

◎世古明委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立いたしております。

本日御協議願います案件は、協議案件として、「伊勢市都市マスタープラン全体構想のバージョンアップについて」、「伊勢市交通バリアフリー構想について」、及び「行財政改革指針、取組項目の平成27年度実施結果について」の 3 件、また報告案件として、「三重県における農業共済団体等の 1 県 1 組合化の取組その後の経過について」、「伊勢志摩サミット前におけるイギリスでの観光 P R について」、及び「空家等実態調査の結果について」の 3 件、あわせて 6 件でございます。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

【伊勢市都市マスタープラン全体構想のバージョンアップについて】

◎世古明委員長

それでははじめに「伊勢市都市マスタープラン全体構想のバージョンアップについて」を御協議願います。

都市整備部長。

●中村都市整備部長

本日は大変御多忙のところ産業建設委員会に引き続き、産業建設委員協議会を開催いただき誠にありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、先ほど委員長から御案内のありましたとおり、「伊勢市都市マスタープラン全体構想のバージョンアップについて」ほか2件の協議案件と報告案件として、「三重県における農業共済団体等の1県1組合化の取組その後の経過について」ほか2件でございます。

詳細につきましては、各担当部署から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

◎世古明委員長
都市計画課長。

●森田都市計画課長

それでは「伊勢市都市マスタープラン全体構想のバージョンアップについて」、素案を作成いたしましたので御説明を申し上げます。

資料1の1、1ページをごらんください。

まず、1の伊勢市都市マスタープラン全体構想とはでございます。

伊勢市都市マスタープラン全体構想については、市の都市計画に関する基本的な方針となるもので、平成21年5月に策定し、平成23年3月に一部改正を行っています。その後、平成27年度からは、バージョンアップの取り組みを進め、伊勢市都市計画審議会において、その素案について御答申をいただいたところでございます。

次に2のバージョンアップの実施理由についてでございます。

第2次伊勢市総合計画や、各種関連計画、国の施策、市の取り組み等を長期的な都市づくりに反映するために行っているところでございます。

次に3の主な変更点についてでございます。

素案の概要版として、3ページにA3のカラー刷りがございますのでごらんください。

主な変更点については、この資料に基づいて御説明をいたします。まず、左上の序章、伊勢市都市マスタープランとはについては、当初、総合計画にあわせて行うものとしていたバージョンアップの考え方を、総合計画の基本構想や、基本計画の方針の変更にあわせて行うこととしています。

その下の第1章、都市づくりの理念と目標については、人口変化による課題や取り組みを新たに記載し、将来人口を、伊勢市人口ビジョンに合わせて変更しています。

右上の第2章、都市づくりの基本姿勢については、市民主体のまちづくりとして、まちづくり協議会との連携について検討していくこと、また、良好な景観形成の推進として、その取り組みの事例や方針を新たに記載しています。

その下の第3章、都市づくりの方針については変更がございません。

その下の第4章、将来都市構造については変更点が3点ございます。

裏面4ページの図をごらんください。

一つ目は、都市地域交流拠点でございます。

図の伊勢市駅、宇治山田駅周辺を囲っている赤の波線の区域であり、山田都市交流拠点として、位置づけております。この区域は本年3月に伊勢市中心市街地活性化基本計画を策定しましたことから、名称と区域を変更してございます。

二つ目は倉田山防災拠点として、山吹色の波線がございます。

これは倉田山公園を防災拠点に新たに位置つけましたことから追加をしております。

三つ目は、地図に青い点で記載しています公立の小中学校でございます。

これは新たに小中学校を都市計画決定いたしましたことから、追加しております。

それでは、表面3ページにお戻りください。

ページ下の5章、分野別都市づくりの方針でございます。

施設の長寿命化の現状と課題、取り組みについて新たに記載するとともに、整備が必要な施設について、伊勢市総合計画をベースに8分野に分け、最新の状況を反映しています。

以上が主な変更点でございます。

次に、今後のスケジュールについて、5ページのスケジュール案について御説明いたします。

事項の1段目から5段目をごらんください。

平成27年8月18日から都市計画審議会で御審議をいただき、平成28年4月25日に素案の答申をいただいております。

事項の8段目からをごらんください。

まず、パブリックコメントを実施とございます。

今後の予定といたしまして、7月ごろにパブリックコメントを実施し、最終案を作成した後、11月ごろに策定の広告をしたいと考えております。

また、変更がないとしております第3章、都市づくりの基本方針などにつきましては、関連する立地適正化計画や、指針がこれから作成されますため、今回のバージョンアップ後に再び修正を出す予定でございます。

最後に資料1-2として、伊勢市都市マスタープラン全体構想バージョン2.0、素案の前編につきまして、添付してございます。

後ほど御高覧いただければと思います。

以上、「伊勢市都市マスタープラン全体構想のバージョンアップについて」御説明をいたしました。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎世古明委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市交通バリアフリー構想について】

◎世古明委員長

次に、「伊勢市交通バリアフリー構想について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。
都市計画課長。

●森田都市計画課長

それでは、「伊勢市交通バリアフリー基本構想について」御説明を申し上げます。
資料2の1ページをごらんください。

1の策定の目的・方針についてでございます。

まず(1)の目的でございますが、三重とこわか国体及び全国障害者スポーツ大会に向け、バリアフリーの整備を推進することを目的とし、基本構想を策定することにより、五十鈴川駅のバリアフリー化など、国の支援を受けることができるようになりますことから、本基本構想を策定するものでございます。

(2)の地区の特性を踏まえた基本方針としましては、五十鈴川駅から徒歩タクシー、バスでの移動が円滑に行い、区域内にある主要な施設を快適に利用できるよう整備を進めるものとしております。

また、構想事業化期間としましては、三重とこわか国体及び全国障害者スポーツ大会の前年である平成32年度としています。

次に2の制度の概要でございます。

この制度の根拠法は、高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で、建築物や道路などのバリアフリー化を重点かつ一体的に推進するために、市町村が策定するものとなっております。

次に2ページをごらんください。

3の基本構想において定める主な事項でございます。

ごらんいただく資料としまして、基本構想のイメージ図を作成しましたので、3ページをあわせてごらんください。

まず、(1)重点整備地区については、イメージ図の黄色い地区であり、基本構想において事業を実施する区域をあらわすものです。おおむね区域は、五十鈴川駅周辺から県営陸上競技場のある、五十鈴公園周辺を一つに大きく囲む範囲としていますが、現時点ではあくまでも想定であり、これから作成するものでございます。

(2)生活関連施設については、鉄道駅や、官公庁施設などがそれに当たり、ここでは五十鈴川駅、市立伊勢総合病院、市営宇治駐車場、五十鈴公園などを想定しています。

(3)生活関連経路については、生活関連施設を結ぶ経路であり、この地区においては、国道23号や県道などを想定しています。

これらの施設や道路などについて、基本構想を検討作成し、具体化する事業が(4)の特定事業となります。

次に4の策定のメリットですが、五十鈴川駅のバリアフリー整備などを構想に位置づけることにより、国や県の支援が受けられるようになります。

最後に、5の事業スケジュール案でございます。

平成28年度は、基本構想の策定とあわせて、国への協議も行っていきたいと考えております。

また、基本構想の策定に当たりましては、行政や関係事業者、利用者などから構成する

協議会の設置を考えておりますことから、この協議会において今後さまざまな御意見をいただき、策定を進めてまいります。

平成29年度から平成32年度は、必要な整備を実施する期間としております。

以上、「伊勢市交通バリアフリー基本構想について」御説明いたしました。

御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎世古明委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

ちょっと確認だけさせてください。

このイメージ図を見させていただいておるんですけれど。市立伊勢総合病院のところから、おはらい町の町中から、対岸に渡るところもこういう色塗りが重点整備地区として、色塗られておるんですけれど、非常にこれだけ見るだけで莫大な費用かかるんじゃないかなというようなことをちょっと心配をするわけなんですけど、特に伊勢病院の関係が、ちょっとこれも建てかえも含めてやられておりますけれども、そのあたりの意図っていうんだけちょっと教えてください。

◎世古明委員長

都市計画課長。

●森田都市計画課長

まず、この区域につきましては今現在ちょっと想定したものでございますので、また変わってくる可能性はございます。

ただ、この区域におきまして、御指摘ありました市立伊勢総合病院につきましては建てかえを計画しておりまして、この中でバリアフリー化はなされていくというようには考えてございますので、今回位置づけたことによりまして、また新たなバリアフリーが発生するというのは想定はしてございません。

あと、陸上競技場のあたりにつきましても同じようなことなんですけど、こういったの拠点を定める必要がこの構想にはございますので、そういった拠点を設けて、それを結ぶ経路等でですね、国体等に向けて、また整備が必要なものが出てきたときにですね、対応できるように、準備ができればというふうに考えてございます。

◎世古明委員長

宿委員。

○宿典泰委員

庁内協議をされてということですのでけれども、事業計画策定の案ができたならまた産建のほうに、お示しをいただけるということですのでよろしいでしょうか。

◎世古明委員長
都市計画課長。

●森田都市計画課長

庁内会議もそうですが、これにつきましては、行政、関係事業者等と利用者等を含めて協議会の設置をすることになってございますので、そういったところでの意見もいただきながら、案がまとまりましたら、また御報告をさせていただきたいと思っております。

◎世古明委員長
他に御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長
御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。
会議の途中ですが、10分間、2時5分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時55分
再開 午後2時04分

◎世古明委員長
休憩を解き会議を開きます。

【行財政改革指針取組項目の平成27年度実施結果について】

◎世古明委員長
次に、「行財政改革指針取組項目の平成27年度実施結果について」を御協議願います。
当局から説明をお願いします。
情報調査室長。

●浦井情報調査室長

それでは、行財政改革指針に基づく取組項目の平成27年度の実施結果につきまして、お手元の資料3に基づき、御説明を申し上げます。

表紙をお開きいただきまして、右ページのイメージ図をごらんください。

図下のほうに大きい枠囲みで表示しておりますが、行財政改革の指針としましては、経営資源の有効活用、事業実施の最適化、成果重視の行政運営、活力ある組織風土の構築、この4点を定め、平成26年度から29年度までの4年間で目標を定め、取り組みを実施しております。

資料末尾の取り組み項目一覧をごらんいただきたいと思います。

全体では、網掛け表示しております審議項目を含めまして30項目に取り組みをしております。

産業建設委員会所管の取り組みにつきましては、印をつけさせていただきました12項目でございます。

進捗状況につきましては、おおむね計画のとおり、取り組みができておりますが、これらのうち、遅れが生じておりますのが2ページのコミュニティバス運行事業の見直し、それと、21ページの農業水利施設の機能診断に基づく機能保全対策になっております。

この遅れとなりました2項目につきまして御説明を申し上げたいと存じます。

なお、本資料中、年次計画欄等にアンダーラインのある箇所ございますが、表記の変更を含め、計画の変更しているものでございますので、そのようにごらんいただきたいと思います。

それでは2ページをお開きください。

コミュニティバス運行事業の見直しでございます。

平成27年度の年次計画では、運行ルートやダイヤ等改正案の作成をしておりましたが、国、県及び交通事業者等による会議を計11回開催し、地域公共交通網形成計画を策定しましたものの、改正案の作成までには至っていないところでございます。そのため、年次計画のスケジュールを1年ずつ繰り下げる形で変更させていただきました。また、平成26年度実施結果に現状値を加えさせていただいております。

次に、21ページをごらんください。

農業水利施設の機能診断に基づく機能保全対策でございます。

平成27年度の年次計画では、県予算で、未実施分施設の機能診断を実施しておりましたが、国庫補助金が削減されましたことにより、県が事業実施できなかったことから、実施には至らなかったものでございます。そのため、平成27年度、28年度の年次計画のスケジュールを1年ずつ繰り下げる形で変更させていただきました。

以上が、行財政改革指針に基づく取組項目の平成27年度実施結果でございます。

また、この実施計画につきましては、5月16日に開催されました行政改革推進委員会に報告をさせていただきましたところ、いただいた意見として、目標達成した取り組み項目は、目標値を上方修正して、さらなる取り組みをされたらどうか、今後も種々工夫され取り組みたいといったような御意見をちょうだいしておりまして、委員の皆様からいただいた御意見は、担当課へ伝え、今年度の取り組みにおいて対応することとしております。

以上でございます。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎世古明委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

続いて報告案件に入ります。

【三重県における農業共済団体等の１県１組合化の取組その後の経過について】

◎世古明委員長

初めに、「三重県における農業共済団体等の１県１組合化の取組その後の経過について」の報告をお願いします。

農林水産課長。

●松田農林水産課長

それでは、「三重県における農業共済団体等の１県１組合化の取組その後の経過について」御報告申し上げます。

資料４－１をごらんください。

三重県における農業共済団体等の１県１組合化の取り組みにつきましては、平成27年11月24日に開会いただきました産業建設委員協議会におきまして、お示ししたところでございますが、全国的に１県１組合化が進む中、三重県におきましても、県内７組合等と連合会及び三重県と検討を行い、平成29年４月１日を設立期日の目標とし、合併に向けた協議を進めているところでございます。

１番目の経過についてでございます。

一つ目の、三重県農業共済組合合併基本事項案の承認につきましては、資料４－２をごらんください。

三重県農業共済組合合併基本事項案につきましては、平成27年11月13日に開会されました三重県農業共済組合連合会理事会にて承認されたものでございます。

新組合の設立方法、設立期日、組合の名称、組合の区域、事務所の所在地、組合員数などの組織のほか、裏面をごらんください。

農業共済事業の種類などの事業、財務の内容などが承認されました。

資料４－１にお戻りください。

二つ目の、三重県農業共済組合設立準備委員会の設立等につきましては、新組合の設立に関する協議、計画などを策定するために、平成28年２月23日に県内７組合等の管理者などで構成されます三重県農業共済組合設立準備委員会が設立され、三重県内、農業共済組合と組織整備予備契約書案の作成について話し合われました。その後、第２回の委員会が、平成28年５月30日に開催され、三重県内農業共済組合等組織整備予備契約書案が承認されました。

なお、本予備契約書案につきましては、先ほど申し上げました合併基本事項案を文書化したものでございますが、３点の変更がございました。

資料４－２をごらんください。

１点目は、１ページ目の、下から６行目の６番、組織の（２）総代の数を40人以内としておりましたが、35人となりました。

２点目は、１ページ目の、下から５行目の６番、組織の（３）役員の定数及び選出方法のうちの理事の定数を14人以内としておりましたが、８人となりました。

3点目は、裏面、2ページ目の、1行目の6番、組織の（4）損害評価会委員の定数及び部会のうち、損害評価会委員の定数を309人以内としておりましたが、120人以内となりました。

以上の3点でございます。

そのほか、予備契約書に係る調印式の日程が確認されました。

資料4－1にお戻りください。

三つ目の農家の周知につきましては、県内7組合等が、ことしの2月末までに、1組合化のチラシを各農家に配布したところでございます。

また、伊勢地域農業共済事務組合につきましては、ことし3月の組合広報紙に関連記事を掲載し、県連合会につきましては、昨年12月からホームページで情報提供をしているところでございます。

続きまして、2番目の今後の予定についてでございます。

今後の日程につきましては、平成28年7月7日に三重県内農業共済組合等組織整備予備契約書に係る調印式が予定されておきまして、9月市議会定例会におきまして、組合の解散に関する議案を提出させていただく予定でございます。

また、県内1組合化の情報につきましては、各種広報紙の掲載や、各農会の2回目のチラシの配布を予定しております。

以上、「三重県における農業共済団体等の1県1組合化の取組その後の経過について」御報告申し上げます。

◎世古明委員長

本件は報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢志摩サミット前におけるイギリスでの観光PRについて】

◎世古明委員長

次に、「伊勢志摩サミット前におけるイギリスでの観光PRについて」の報告をお願いします。

観光誘客課長。

●東世古観光誘客課長

それでは、「伊勢志摩サミット前におけるイギリスでの観光PRについて」御報告申し上げます。

去る4月17日から22日までの6日間、イギリスへ赴き、伊勢志摩サミットを契機に、ロンドン市内の2カ所において観光PRを実施いたしましたので、その詳細について御報告

いたします。

資料5をごらんください。

最初に、今回の事業を実施するに至った経過でございます。

市では、以前から実施いたしております、イギリスへの情報発信事業の一環といたしまして、ことしの秋に皇学館大学等と連携し、学術的に伊勢の文化を発信する事業を予定しており、その開催会場や手法などについて、ことしの1月、在英国日本国大使館へ相談を持ちかけましたところ、伊勢志摩サミットとの開催が決まっている今、市長が大使館へ赴き、市を挙げてトップセールスをするという形で、大使館と共催で伊勢の観光PRを実施してはどうか、との御提案をいただきました。

市といたしましては、このような機会はまさにこのときしかないと判断いたし、伊勢志摩サミット関係予算も活用させていただき、大使館御提案の事業を実施することといたしました。

イギリスの方々に伊勢の魅力を分かっていただくためには、まずは、伊勢神宮が持つ魅力を伝えることが大切でありますことから、今回は神宮司庁、神社本庁、皇学館大学それぞれからも自主的に御参加をいただくこととなり、また、大使館からは、伊勢市を挙げての姿勢が重要との御指導いただきましたことから、市議会の代表である議長や産業建設委員会委員長にも御同行いただいた次第であります。

次に観光PRの内容につきましてですが、まず一つ目といたしまして、4月18日に在英国日本国大使館において、大使館と共催で事業を実施いたしました。

参加者は、イギリスの旅行関係者や在英国の日本政府関係者など80名で、日本大使館講師様と市長がスピーチをした後、神宮市長文化部長様と皇学館大学教授により神宮の魅力をお話いただき、神社本庁の課長様から神道の日本の文化として、講演していただきました。

その後のレセプションにおきましては、御協賛いただきました伊勢の自酒や自ビール、伊勢うどんやお餅、お菓子などを振る舞い、御参加いただきました皆様には大変好評でした。

また、大使館からも、今まで県や政令指定都市単位で同様のイベントを開催しているが、参加者の関心がこんなにも高まる雰囲気となるのはめったにないと非常に高い評価をしていただきました。

また、大使館主催の行事でもありますことから、日本のマスメディアの参加も多く、資料に記載いたしましたとおり、日本国内での報道にも多く反映され、予想もしていないほどのパブリシティ効果を得られました。

次に、二つ目の観光PRといたしまして、4月20日に民間施設であるスウェーデンボルトハウスを会場とし、日英の交流促進に携わるジャパンソサエティという組織とタイアップし事業を実施いたしました。

参加者はロンドンの一般市民100名で、オープニングとしてイギリス人の尺八奏者と日本人の琴奏者による演奏を披露し、大使館イベントとほぼ同様の流れに加え、イースト・アングリア大学日本学センター長のサイモン・ケイナー教授と神社本庁の課長様とのパネルトークの後、レセプションを実施いたしました。

この日は神宮司庁文化部長の河合様が出版されている伊勢神宮の地への英語版を無料に

て配付いただきましたほか、参加者の皆様のほとんどが伊勢への関心が高く、中には、実際に伊勢に来ていただく予定との声も寄せられました。

全体を通じまして、当初の想定以上の効果があったと実感しておりますが、外国での観光PR事業の実施につきましては、国外への食材の持ち出しの規制や、法律や習慣の違いなどで非常に難関も多いことから、今回の経験を生かし、今後の海外での事業に生かしていきたいと考えております。

なお、今回の事業実施に当たりまして、協力団体からの参加者や現地でのスケジュールが直前まで決まらなかったことから、議員の皆様への資料提供が出発の直前となってしまいましたことをこの場をお借りし、おわび申し上げます。

報告は以上でございます。

よろしくお含みくださいますようお願い申し上げます。

◎世古明委員長

本件も報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いをいたします。

山本委員。

○山本正一委員

お尋ねしたいと思います。

申しますのも、今、るる御説明があったわけですが、今回、議長、産建の委員長等々が、行政からの要請でイギリスへ市長に対して同行した。これは本当に議長、委員長も御苦労さんやな、このように思うんですが、私の記憶によりますと、市長が、外国へ出張のときに、議長、委員長もついていった記憶がないんです。

ところが今の説明でありますと、大使館が伊勢市を挙げてという強い要請があったということなんですが、何か議長、委員長が同行するにおいて、何かそういう取り決めとか、何かがあるんか、そこら辺があったらちょっと教えてほしいなど。

◎世古明委員長

観光誘客課長。

●東世古観光誘客課長

はい、現在のところですね、そういったルールというのは、ないというふうに理解しております。

今回もですね、先ほども報告申し上げましたとおり、民主政治の母国であるイギリスにおいてと、事業を実施するということで、議長並びにですね、委員長が出席されることが市を挙げてということになるかということで、私どものほうからお願いをさせていただいたという形でございます。

委員の皆様がですね、参加されるような先進事例がございましたら、研究はさせていただきたいというふうに考えておりますが、当面はですね、画一的なルールを設定するのではなく、それぞれの状況を鑑み、都度御相談申し上げたいというふうに考えております。

◎世古明委員長
山本委員。

○山本正一委員

伊勢市を挙げてということはサミット前云々にかかわらず、いっぱいあると思うんです。ここにおる産建の委員長が行ったことですら我々知らんわけやな。新聞紙上で初めて知って、これ一体どうなっておるんやと。そういう説明もなかったんで、事後報告よりも事前報告をして、行政当局から、あなた方が、やっぱり委員会とか、議会に対してこんな形で今回特別に議長、委員長をお願いしたいんやと言うて当たり前と違うんかな。委員がだれも知らんのに、新聞でびっくりしたということではいかなもんかと。

そこら辺はどう思とんの。

◎世古明委員長
観光誘客課長。

●東世古観光誘客課長

先ほど御報告の中でも申し上げましたとおりですね、出席者並びにその現地でのスケジュールがですね、ぎりぎりまで決まらなかったということもございますが、何よりですね、御相談、御報告が遅れましたことにつきましては、私どもの不手際であるというように考えておりますので、今後このようなことのないようにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎世古明委員長
山本委員。

○山本正一委員

これ大手不手際と思いますよ。せっかく議長、委員長が本当に10時間以上かけていってくれとる中で、やっぱしこんな話を聞きたくないと思うんですよ。

ところがあなたらが、結局、そういうサミット前やということになると思いつきみたいな形で、このときは、行ってもらうんやと、このときはやめとくんやということにならんのかな、僕はこれからのこともあるもんで、一辺いろいろ聞いとるわけなんです。

その前に、各派の幹事長会議もあるし、委員会もあるんやで、こうこうこうで、特に今回はサミット前でもあるし、議長と委員長は、特に行ってほしいんですと強い要請なんで、どうぞよろしくということだったらこんな質問をせんでいいし、ところが何か思いつきみたいな形で、今回はお願いしたいなということであってはいかんと思う。

今後のこともあるし、そういうルールづくりは難しいと思うけれども、それ行ってもうた人にも失礼やと思いますよ、この質問をすること自体が。あなたらがもっと配慮して、慎重に話をして、みんな同意をして賛同して行ってもらうならいいけれども、何か全然知らんのやでこっちは。

それではやっぱりいかんと思うよ。そこら辺もう一回再度答弁してください。

◎世古明委員長

産業観光部理事。

●須崎産業観光部理事

委員仰せのとおりですね、私どもが議長並びに委員長にお願いした際にですね、産業建設委員会を開催いただいて、御報告御相談申し上げるべきやったというふうに思っております。

ただ、今回の事業に関しましては、サミット前ということで、なかなか英国大使館で伊勢市が事業をするということが、私たちにとっても願ってもないこととですね、やはりあのイギリスという国が、先ほど課長申し上げましたとおり、民主政治の母国というか議会を非常に重要されておる、国というふうにも理解しておりまして、大使館のほうからも伊勢市を挙げて、議長さんの参加があったほうが望ましいということでしたので、私たちも、議会の代表者であるということで、お願いをした次第ですので、そういうことは今後ですね、こういった協議会で、その都度、報告ないし協議させていただいて、以後注意したいと思いますので、申しわけございませんでした。

◎世古明委員長

山本委員。

○山本正一委員

報告案件でもよろしいけれども、それやったら、何で副議長を誘わへんだん。副議長も行って当然やろう。

◎世古明委員長

産業観光部理事。

●須崎産業観光部理事

副議長さんの件につきましてですね、市長、副市長というふうに出るうちの副市長も行く場合ですと副議長さんということも、あったのかと思うんですけども。市長が海外へ出るということで副市長は、こちらへ残るということで判断といたしましては、委員長さんに行っていたというふうに、よろしくお願いします。

◎世古明委員長

山本委員。

○山本正一委員

あんまりあの長いこと話とつてもいかなので、もうちょっとやっぱり真剣に慎重にやってもらわんと。そんな委員が知らんと、委員長が海外に出張するということが自体もこれおかしなもんや。我々市民の人に聞かれたときに、なとなという話になりますやんか。

まさにそうなってくると、一部の議員さんに対してでも、あなたらはええと思うけれども、やっぱし、委員会軽視とか、議会軽視になってくると違う。

もうこれ以上は言いませんが、もうちょっと慎重にせんと思いつきで行ったみたいなの気がせんでもないで、ちょっと一言苦言を申し上げておりました。

◎世古明委員長

以上で、他に御発言はございませんか。

小山委員。

○小山敏委員

市の代表の市長とですね、市議会の代表の議長が行かれたということは理解させていただいたんですが、委員長につきましては、どういう必然性があったのかなというのはちょっと説明いただけますか。

◎世古明委員長

産業観光部理事。

●須崎産業観光部理事

当初ですね、議長さん、一人に行っていていただくか、もう1名ということで、検討したときにですね、私ども市のほうもですね、市長は私と担当と行ったわけなんですけども。議会の代表の議長さん1名というよりも、市もですね、私が観光を預からせていただいております立場で行かしていただいたということもございますので、議会に関しましても、産業建設委員会の委員長と2名で行っていただくことがふさわしいというふうに御判断をさせていただきました。

◎世古明委員長

小山委員。

○小山敏委員

それでは、現地でですね、これは視察じゃなくてPRに変えたということなんですけど、委員長がどういう役割を果たされたんでしょうか。

◎世古明委員長

産業観光部理事。

●須崎産業観光部理事

役割といたしまして、特にですね、何か業務をとっているわけではないんですけども、皆様方の前で議長、委員長が、こちらに同席しておるということで御紹介させていただいて、市を挙げてこちらへ出向いてきておるというふうな姿勢を見せたような次第であります。

◎世古明委員長

小山委員。

○小山敏委員

ありがとうございます。

それでちょっとあの委員長にお尋ねしたいんですけども、委員会はですね、代表していただいていたということですので、そのときの雰囲気等ですね、みんなで情報を共有するためにも、報告会を開くべきではないかなという気はするんですけども、委員長その辺の考えをちょっと聞かせてください。

◎世古明委員長

これ、私に質問ということで答えさせていただきます。

私からも報告すると、今当局からの報告とPRのことについては同様の報告になろうかと思いますが、行かしていただいて伊勢市を挙げてということも向こうの方も言っていましたし、こちらの意図するような観光のPRについては非常に評価されたものと思っています。

○小山敏委員

なんでね、報告会というようなことは、開催する予定はございませんか。

◎世古明委員長

今のところございません。

宿委員。

○宿典泰委員

小山さんが言いたかったのは、委員長の配慮が足らんだとちゃうかということやと思うんさ。

我々議会人は議会代表は中山議長で、議会を代表して行ってほしいということであれば、議長が各派の代表者の方にこうこうで行くことになったでなで済む話で、別にルールづくりをする必要もないと思うんです。我々議会のほうは、今、海外視察について非常に慎重に構えてます。だからもう中止ということでやってないんですね。

そこで我々ももう知らん間に、委員長だけ行かれたということについても、非常に不可解だし、やはりあなたの配慮というのが足らんだんとちゃうかなと思いますよね。

当局側がそういうことを示して、委員長どうですか、副委員長、御同席いただきませんかと言うたところで、やはりそれは、各委員に同意を求めるというのか確認をしてですね。こういうことになったということをしていただかんと、やっぱり僕は困ると思いますね。

視察のことを無理に言う話やないんですけど、我々も例えば、今回も産業建設委員会で視察をしました。そのときには、いい情報だから、都市整備の関係者がどうですかということで、今回も同席いただいた。すごくやはり勉強になると思うんですよ。

そういうときのやり方っていうのも、もっと違うやり方で、やっぱりこう、ある種ルー

ルづくりが必要かと思うんですけれども、今回は急であるということなら余計、委員長としてですな、もうちょっと委員会のほうのメンバーには配慮をして、きちっとした形でやらんとですな、今みたいなせっかく行っていただいたのに御苦労かけた中で文句言わないかん話になりますわな。

そのあたりのことを多分、小山委員は、僕みたいに口が悪いことないので、言われたんちゃうかなという思いますんさ。そのあたりのこと聞いとると思うんです。誰も報告会聞きたいというような話やないと思うので。

◎世古明委員長
議長。

○中山裕司議長

先ほどからこの件に関しましていろいろな意見が出ております。

私のほうからも、一言申し上げておきたいと思います。

今回のイギリスの一件に関しましては、先ほど当局側から説明がありましたように、あくまでも、当局側からの要請であると、こういうふうに私も委員長も位置づけて認識をいたしております。

それで、先ほどから出ております問題でございますけれども、私どもは議会を代表する議長として、また委員会を代表する委員長としてですね。やはり議会に関することに関しましては、つぶさに御報告申し上げて、皆さん方と御協議を申し上げるというのが私は議会制民主主義の根幹でなければならん。

このことは十分わきまえておるつもりであります。

今回の視察に関しましては、あくまでも、先ほども何度も当局側から説明がありましたけれども、そういう伊勢市を挙げて、イギリスでのPR活動、展開をすると。そのことについて、ぜひとも、同行願いたいと言う要請でありましたから、これは、あくまでも、本来の議会の活動、議会のことであるならばですね、先ほど申し上げましたように、どういう小さい問題でありましてですね、やっぱり御報告申し上げたり御協議申し上げると、というのが原則でありますけれども、今回はあくまでも当局側はそういう形での要請であったということですから、私といたしましては、御報告申し上げるということはいかなもんかという思いますし、先ほど皆さん方と言っておられますけれども、この件につきましては、市長が記者会見をやっております。そのときにもいろいろと詳細にわたるその記者会見の中でですね、そういうことも言われておりますので、知らなかったということについてはいかなもんかという思います。

それは、ただ、そういう一つのルールというようなものはですね。

私は、本来の議会、議会活動、そして議会がどうすべきなんか、議長として委員長としてどうするのか、この限りにおいては、もし、そういうような、欠陥があるならば、私どもは、その点については謝罪をいたさなければならないと思いますけれども、そうではなくして、そういうような当局側からの要請と、こういうことでありましたから、対議会に対するスタンスとしては、あまりそういうなことは思っておらなかったということが、本音でございます。

そういうことをですね、いろいろ何か表面では、行っていたのにどうのこうのって言うけども、やっぱり本心はそうでないということをね、きちっと、こういう場でそういうふうなこと申されるということはですね、私はやっぱりいかなもんかというふうに思います。

あくまでも議会議員として議会人として議会のルールとはどうなのかということを私はきちっと理解をしてわきまえた上での発言であってほしいなというように思いますので、そういうような点では、私どもがたってどうのこうのというようなことではなかったというようなことをございますので、委員長の件に関しましては私の責任でありますから、議長として同行を求めたということについては、当局側からそういう要請がありましたから、その要請に対して、私のほうからは、それを了として、委員長の動向、求めたということですから、あくまでも、これは産業建設委員長の責任ということではなくして、もしそうであるならば、私自身の責任というように理解をいたしております。

しかしながら、くどいようでございますけれども、あくまでも、本来の議員として、また議長として、本来の議会活動の根幹を逸脱したというようなことは決して思っておりませんので、当局側の皆さん方にもですね、十分御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

◎世古明委員長

山本委員。

○山本正一委員

今の議長からる、こう話があったんですが、やっぱし今議長の話聞いておりますと、議会は云々というような話が当局側から、これ当然当局側が1番配慮がなかったということになるんですが、今、議長の話聞いておりますと、これも何もなかったでよかったですが、仮に市長らと議長または、委員長が、海外での何か事故があったと。事故が、もしあったというときには一体どうなるんやと、これ中山議長の判断では済まんと思うんです。

それは議長として行っておるわけやし、あなたも委員長として行っとるわけで、だれも知らんわけや。知らんときにもし海外で事故があって、何か起こったというときには一体どうなんやと。やっぱりそれは当然、議長も、各派で話をしてもらわんならいかんだし、あなたもやっぱし宿委員が言うふうに配慮も足らんだと思いますよ。

もし何かがあったときに、それで副議長もそれは副委員長もおるんやけれども、委員が全部知らんということ自体が問題やということを僕ら言うとする。

やっぱし中山議長の話もようわからんでもないんですが、それはちょっと配慮が足らんだなというようなことも、これからもあることやからお願いをしときたい、以上です。

◎世古明委員長

議長。

○中山裕司議長

仮によしんばですね、報告をしておっても報告をしておらなくても、事故はつきもん

ですから、これは。

だからその今の話やないけども、報告をして、だから、それはね、知らなかったということにはつきんと思うんですよ。

だから、恐らく皆さん方は、そういうようなことで、報告は、私は、先ほども言った自分の考え方、視点からですね、報告をする必要はない、必要はないというか、そういうようなことだというふうな認識をいたしておりました。

もし事故があったとするならばですね、それらの対応はですね。それは私、2元代表制であるけれども私よりも、伊勢市のトップリーダーとしての市長がですね。もし事故に遭ってというふうなことで、事があったらえらいことですが、そういうことで、議会も、また、さきほどの当局の説明もありました。

そのために、副市長、副議長が、こちらにおいて、もしそういう緊急事態に対してましては速やかなる対応をいたしているというようなことがですね、とられるわけですから、それがための、市長であり副市長、また議長であり、副議長、こういうことであります。

そういうことをね、もしあれだとするならば、私はやっぱりきょうの代表者会議の中でも、いろいろ出されましたけども。

そういうふうなことにいきますとね、前回の3委員会の管外視察が、同日で3委員会とも行かれたんですよ。これは。

そのことについてとやかく申し上げませんが、もしいち何かあったときに、残ったのは、議長の私だけです。

そうしたときに、きょうも皆さん方にまた後でご議論願うわけですが、

災害時における伊勢市議会の基本的な方針はどうあるんか、今まで全然そういうふうなことが、問題にもならなかったし、議題にもなりません。

初めて問題提起をさせていただきました。

そういうなことで、災害が、事故がいつどういふ形で発生するかということは予見ができません。そういうなことに對して、我々としてはきちっとした対応をやっぱり講じていかなければならん。

だから、過日の3委員会の、視察に関しましても、同時に、3委員会が行かれた。だから、もし何か災害でも発生したときに、議員として、やっぱりそういう災害時にどういふような対応をするのかということもですね。合わせて考えていかなければならない。

この問題だけを取り上げて、どうのこうのというふうなことは、私といたしましてはいかなもんかというふうに思いますので、やっぱりそういうようなことは、全議員がですね、やはり、そういうふうなことをきちっと、今後、議論をしていく必要があるのではないかとこのように思います。別の、その今の話もさせていただきましたけども、たまたま、そういうこともあるということですから、やっぱりそういうこともですね、やっぱり皆さん方は、議員ですから、もし、そういうようなことがあるならば、それはおかしいんじゃないかということが議論されてもいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

◎世古明委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時42分

再開 午後 2 時43分

◎世古明委員長

休憩を解き、会議を開きます。

他に御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【空家等実態調査の結果について】

◎世古明委員長

次に、空家等の実態調査の結果についての報告をお願いします。

建築住宅課副参事。

●山神建築住宅課副参事

それでは、「空家等実態調査の結果について」御報告申し上げます。

空き家等の対策につきましては、平成27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行され、伊勢市におきましては、平成27年度に市内全域の空き家等について実態調査を行い、約2,900軒の空き家等を確認いたしましたので、その内容につきまして御報告申し上げます。

資料6をごらんください。

まず、1、空家等実態調査の概要についてでございます。

調査の目的は、市の空き家等の対策を効果的かつ効率的に実施するため、空き家等の実態調査を行い、その実数や内容を把握することで、今後の空き家等対策の計画と施策づくりに活用することとしています。

調査対象につきましては、市内全域で平成25年度に自治会から情報提供いただいた物件に伊勢市全域の上水道を閉栓している物件を加えたものとし、9,000件の調査を行ったところです。

調査内容につきましては、現地で目視調査を行い、外観から現地調査項目について状態を判定し調査費を作成しました。

主な現地調査項目としまして、建物の構造、規模、以前の用途、建物及び敷地内の状態などでございます。

また、特定空き家に該当する可能性の有無につきましても調査しております。

空き家調査業務の委託期間は平成27年11月6日から平成28年2月29日に行いました。

次に、2、調査結果についてでございます。

(1)、空家等実態調査結果の表をごらんください。

対象となった9,000軒を調査しましたところ、空き家を2,891軒確認しました。

その内訳は、そのまま放置され、適正な管理が行われないことにより、今後、特定空き家に該当する可能性があり、敷地内等の再調査の対応が必要と見込まれる危険度が大きい空き家が82件、3%、特定空き家までいかない改善指導が必要な危険度中の空き家が295件、10%、上記に当てはまらない良好に管理されている一般空き家、2,514件、87%でございました。

また、空き家以外の6,109件につきましては、倉庫や車庫として使用しているものや、建てかえて新築されているもの、更地、道路、駐車場になっているものでございました。

今回の調査で確認しました空き家につきましては、住宅地図に位置を記入するとともに、個表を作成し、データベースの整備を行ったところでございます。

次に2ページをごらんください。

(1)、構造別をごらんください。

内訳は全空き家2,891件のうち、木造2,076件、72%、非木造815件、28%でございました。

次に、(2)地区別をごらんください。

地区別に見ますと、空き家件数の多かったのは、二見地区の311件、厚生地区の292件、空き家件数が少なかった区域は、城田地区と沼木地区の54件でございました。

次に、(3)以前の用途別の内訳でございます。

主な内訳ですが、住宅件数は2,231件となっております、大半を占めておりました。

3ページをごらんください。

続きまして、4の危険度大の空き家調査結果82件についての調査結果でございます。

(1)構造別をごらんください。

木造は65件、79%、非木造が17件、21%でございました。

次に、(2)地区別をごらんください。

危険度の大きい空き家が多かった地区は大湊地区15件、厚生地区と二見地区11件でございました。

次に、(3)以前の用途別をごらんください。

危険度の大きい空き家82軒中、住宅の55件が大半を占めておりました。

次に4ページをごらんください。

5、今後の予定についてでございます。

空家等の対策スケジュール案をごらんください。

今回の調査は、表の上段にあります、1の欄の空家等実態調査でございます。今年度は2の欄、(仮称)空家等対策協議会を設置し、調査結果を分析して空き家等対策の推進に関する計画や対策等の整備を進め、3の欄の空家等対策計画の策定に向けて進めていきたいと考えています。

4の欄の特定空き家への対応は、平成29年度以降となりますが、表の5の欄、危険空き家等の対応につきましては、これまで関係課とも連携し、所有者との協議を行うことにより、

御理解をいただき、樹木の伐採や家屋を撤去し更地にしていくなど、空き家の適正な維持管理を促すよう努めてまいりました。

今後も、今回の調査結果により判明した空き家等の管理不全で危険度の大きい状態のものから所有者を特定し、適正な維持管理を促すように、所有者と協議を行うなど、関係課とも連携し、空き家の対策を継続して進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、空き家等実態調査の結果につきまして御説明申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

◎世古明委員長

本件についても報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎世古明委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員協議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 2 時51分